

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省保険局保険課）

制 度 名	船員保険制度の見直しに伴う所要の非課税措置の創設			
税 目	印紙税			
要 望 の 内 容	<p>雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）において船員保険制度の見直しが行われ、平成 22 年 1 月に、船員保険の運営主体が政府（社会保険庁）から全国健康保険協会（以下「協会」という。）に変更されることに伴う税制上の非課税措置を新設する。</p> <p>・ 船員保険の疾病任意継続被保険者が納付する保険料等の受取書に係る非課税措置</p> <table border="1" data-bbox="1013 891 1476 987"> <tr> <td data-bbox="1013 891 1220 987">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1224 891 1476 987">▲ 3 百万円 （－）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	▲ 3 百万円 （－）
減収見込額 （平年度）	▲ 3 百万円 （－）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>協会は、国の社会保障制度の一部を運営する法人であり、現行、政府（社会保険庁）が運営する船員保険事業のうち、健康保険制度に相当する部分を引続き行うものであることから、船員保険制度の見直し後においても現制度における税制上の非課税措置を引き続き受けられるようにすることにより保険者としての役割を果たすことを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行、船員保険の保険料については、強制被保険者及び疾病任意継続被保険者共に、納付方法の如何に関わらず非課税となっており、制度の見直し後も、強制被保険者に係る保険料は非課税であること、また、健康保険においては、協会の設立後も強制被保険者及び任意継続被保険者共に印紙税の非課税措置が講じられていることから、「雇用保険法等の一部を改正する法律」の施行（平成 22 年 1 月）により、船員保険制度の見直しが行われた後も税制上の軽減措置が必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>平成 19 年度税制改正要望において、船員保険法の見直しに伴う所要の措置が「法案の内容を見て検討をする」として措置されており、今回の要望についてもこれに準ずるものである。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	(基本方針 I) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策目標 10) 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること (10-1) 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	政策の達成目標	船員保険法の改正後においても、船員保険制度が果たしている公益的な役割を維持すること。
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連す	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成19年度税制改正において、「船員保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置」として要望し、法人税等が「法案の内容を見て検討をする」として措置された。	